

平成29年度事業報告

林業・木材製造業労働災害防止協会

平成29年度 事業報告

第1 平成29年度事業運営にあたっての基本的考え方

平成29年度の事業運営にあたっては、平成29年度事業計画「第2 平成29年度の事業運営にあたっての基本的考え方」において、事業運営の基本方針を以下のとおり定めて実施した。

【平成29年度の事業運営にあたっての基本的考え方】

平成29年度の事業運営にあたっては、「第1 当協会を取り巻く状況について」(略)を踏まえ、第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）及び林材業労働災害防止計画（5ヵ年計画）（以下「災防計画」という。）の最終年度として、同計画の目標達成に向けた労働災害防止対策の推進に取り組む。

1 業界全体の安全衛生活動底上げにかかる事業

安全管理士及び林材業労災防止専門調査員（以下「安全管理士等」という。）の専門家を活用し、企業・業界団体等に対し労働災害防止に関する技術的な指導・援助を行うとともに、企業・業界団体傘下の事業場への集団指導、個別指導の実施等により、林業及び木材製造業の業界全体の安全衛生水準の向上を図る。

2 林材業における労働災害再発防止対策事業

「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」（平成26年4月）に基づき、各種労働災害防止対策を、本部・支部及び関係行政機関が緊密に連携して実施すると同時に、重篤な労働災害が発生した小規模事業場を対象に、安全管理士等による年間を通じた集中個別指導を実施する。

3 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

平成27年度から実施している林業向けの実践的リスクアセスメント及び平成28年度に実施した木材製造業向けの実践的リスクアセスメントに係る、各々の集団指導会を引き続き開催する。また、受講の難しい事業主、安全管理担当者又は労働者の集団指導会への参加を促すため、木材製造業の事業場に出張して行う出前（集団）指導会を新たに導入し、リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図る。

4 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

林業では未だに振動障害に認定される労働者が後を絶たない状況にあるため、チェーンソー取扱労働者の適切な作業管理を図るとともに、定期健康診断や特殊健康診断に基づく適切

な健康管理を実施することが重要である。

このためチェーンソー取扱事業場とその労働者及び特殊健康診断の実施状況等を的確に把握するとともに、労働基準行政機関と連携し、当該事業場等に対する特殊健康診断の周知、受診勧奨及び指導並びに林業巡回特殊健康診断を実施し、チェーンソー取扱労働者における振動障害の予防と早期発見を図る。

以上4つの事業について成果目標を定め、12次防及び災防計画の最終年度としての具体的な取組みを着実に実行するとともに、労働災害の発生状況を速やかに把握・分析し、会員等の労働災害防止に資する効果的な対策を的確に実施する。

また、これらに加え、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育の計画的な実施及び教育水準の斉一性確保を目的とした講師養成研修並びに近年の木材製造業における業種の多様化や木材加工技術の高度化等に伴う労働災害防止規程の変更及び会員事業場への周知、徹底など、林材業の安全衛生対策に関する各種措置について関係機関等と緊密に連携した積極的な展開を図ることにより、協会の目的・使命である労働災害防止に向けた活動を一層推進する。

第2 平成29年度に取り組んだ具体的な事業活動

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）

（1）業界全体の安全衛生活動底上げにかかる事業

林材業における労働災害の発生状況は、死傷年千人率、度数率、強度率において、他の産業に比べ突出して高くなっていることから、安全管理士等を活用し、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図る取組を行った。

また、林材業の事業場は小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことから、小規模零細事業場へ集中指導を行い安全衛生水準の向上に向けた取組を行った。

ア 企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援指導

平成29年度は、日本製紙株式会社と王子木材緑化株式会社に対して「林材業の企業・団体に対する安全衛生活動の技術支援事業」を実施した。

日本製紙株式会社が全国の支店及び各地区のリーダー等を本社に集めて開催した「営林担当者会議」に本部安全管理士が出席し、林業に関わる技術支援として「安全衛生活動推進リーダーの役割等について」を指導した。

イ 企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導（年間）

日本製紙株式会社及び王子木材緑化株式会社に対する主な技術支援は次のとおりである。

実施項目	日本製紙株式会社	王子木材緑化株式会社
安全衛生教育を含めた集団指導	7回 47事業場	2回 8事業場
個別指導	8事業場	7事業場
安全パトロール	8事業場	4事業場
リスクアセスメントフォローアップ	2事業場	

ウ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール等による個別指導及び集団指導等の取組み

実施項目	実施都道府県	実施回数
現場安全パトロール等による個別指導	41都道府県	363回
集団指導	39都道府県	245回
リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップ	23都道府県	57回

エ 林材業労災防止専門調査員（以下「専門調査員」という。）による労働災害防止活動支援事業専門調査員による死亡労働災害発生状況の把握と分析については、20回実施した。

（2）林材業における労働災害再発防止対策事業

死亡労働災害の多発傾向が発現した場合に、発生地域での重点的かつ集中的な労働災害防止対策が必要である。このため、死亡労働災害の多発傾向を迅速に捉え、当該発生地区の支部に「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく警報の発令を行い、本部（安全管理士、専門調査員）、支部（分会）及び関係行政機関等が一体となり、現場安全パトロール、緊急集団指導会の開催等効果的な労働災害防止のための活動を実施することにより、再発防止対策の徹底を図った。

ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施

（ア）発令支部

・林業

北海道支部（3回）、宮崎県支部（2回）、岩手県支部（2回）、鹿児島県支部、岐阜県支部、高知県支部、青森県支部、愛知県支部の8支部

・木材製造業

広島県支部、奈良県支部、三重県支部、岐阜県支部の4支部

平成29年度の警報発令支部	林業	8支部 12回
	木材製造業	4支部 4回

(イ) 支部の取組

- ・支部長名により会員事業主に対して通知をするとともに、死亡労働災害が発生した事業場に対する指導を集中的に行つた。
- ・労働局、森林管理局、都道府県、関係団体、事業登録機関へ協力要請を行うとともに、報道機関に対して報道を要請した。
- ・関係行政機関と連携して現場安全パトロール及び緊急集団指導会を実施するとともに、会員事業場事業主による自主安全パトロールと一緒に自主点検を実施した。
- ・関係協力団体、支部、分会及び労働災害が発生した会員事業場等を中心に「労働災害多発警報発令中」のポスター掲示及び労働災害の発生を注意喚起するのぼり旗の設置を行つた。

実 施 項 目	実 績
現場安全パトロール	449事業場
緊急集団指導会の開催	72回
ポスター掲示	1,114箇所
のぼり旗の設置	818箇所

(ウ) 平成26年度に作成した警報発令のポスター及びのぼり旗のデザインを刷新するとともに、支部の取組時期を早めるため、厚生労働省が災害速報値を発表した翌日から警報発令に係る取組が行えるよう要綱の一部を変更した。

イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導

安全管理士の活用による、重篤な労働災害を発生した小規模事業場に対する年間を通じた集中指導を実施するため、集中指導マニュアル書及びチェックリストを作成し、集団指導、安全パトロール、リスクアセスメントフォローアップなど、一層実効性のある労働災害防止対策を実施した。

実 施 項 目	実 績
集中指導事業場数	13事業場
集団指導回数	12回
安全パトロール等による個別指導回数	40回
リスクアセスメントフォローアップ	8回

(3) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

近年の林材業における労働災害の発生状況は、死傷年千人率、度数率、強度率において他の産業に比べ突出して高くなっている。

このため、平成27年度から林業、平成28年度から木材製造業のリスクアセスメントを実施してきた。

木材製造業のリスクアセスメントについては、製造ラインを止めることができない等の理由から、受講者数が目標を下回ったため、多くの作業者が集団指導を受講できるように10名以上受講できる場合は、当該事業場に出張して行う出前（集団）指導会を平成29年度に新たに導入して実施した。

ア 集団指導会の開催

全国47都道府県支部において木材製造業及び林業の集団指導会を開催し、林材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者に対しリスクアセスメント手法等の説明を行うとともに、実践的リスクアセスメントの演習を行った。

イ 出前（集団）指導会の開催

木材製造業については、受講を希望する事業場に出向いて行う出前（集団）指導会を実施した。

また、午前または午後の半日で講習が終了するように、カリキュラムを1日間（3時間程度）に短縮して演習を実施した。

集 団 指 導 会	実施支部数	実施回数	受講者数
実践的リスクアセスメント（木材製造業版）導入のための集団指導会	30支部	38回	515人
出前集団指導（木材製造業版）	21支部	31回	382人
実践的リスクアセスメント（林業版）導入のための集団指導会	46支部	83回	2,564人

2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）

（1）振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業

未受診労働者のより一層の受診率向上を図るため、「林業チェーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」によりシステムに登録されている事業場における雇用労働者のその後の変動調査を含む健診状況把握を行うとともに、「新規にシステム登録する事業場に対する調査」により新たなチェーンソー取扱事業場及び労働者の把握を行い、当該調査結果に基づき前年度未受診労働者を雇用する事業場及び3年以上の未受診労働者等に対し、特殊健診の受診の勧奨・指導を行った。

また、厚生労働省幹部との意見交換会において、チェーンソー取扱労働者を使用する事業者に対する巡回特殊健康診断の周知と受診勧奨について協力を依頼するなど、行政との連携を図った。

林業チェーンソー取扱登録事業場数（29年度末）	3,246事業場
特殊健診受診勧奨事業場数（28年度1年間未受診者のいた事業場）	1,874事業場
林業チェーンソー取扱登録労働者数（29年度末）	28,904人
特殊健診受診勧奨労働者数（3年以上未受診）	2,770人

イ 林業巡回特殊健康診断事業

林業チェーンソー取扱労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編成して巡回することにより、受診機会の少ない労働者に対し特殊健康診断を実施した。

また、健診促進事業に登録されている事業者（約3,300事業場）に対しては、特殊健康診断の通知及び受診勧奨文を送付して周知を図った。

特殊健診受診者数 (振動障害特殊健診実施状況調査による)	19,344人
上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)	17,425人

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）

（1）安全衛生教育等の実施と資格取得の促進

労働安全衛生法に基づく、技能講習、特別教育等の安全衛生教育に関して必要な情報を提供するとともに、これら講習・教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。

ア 労働安全衛生に係る講習会等の実績

	区分	実施支部数	受講者数 (人)
（ア） 技能講習	a 木材加工用機械作業主任者	34	1,101
	b はい作業主任者	8	439
	c 小型移動式クレーン運転（1t以上5t未満）	4	207
	d フォークリフト運転（1t以上）	6	599
	e 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転	1	55
	f 玉掛け（1t以上）	3	246
（イ） 特別教育 安全衛生	a 伐木等機械の運転の業務	34	1,594
	b 走行集材機械の運転の業務	33	1,393
	c 機械集材装置の運転の業務	23	887

	d 簡易架線集材装置等の運転の業務	31	1,122
	e 伐木等の業務（安衛則第36条第8号）	45	12,030
	f チェーンソー取扱業務（安衛則第36条第8号の2）	2	215
	g 小型車両系建設機械（3t未満）運転業務	4	77
	h ロープ高所作業従事者特別教育	2	105
(ウ)職長等の教育（安衛則第40条）		1	17
(エ)能力向上教育	林業架線作業主任者能力向上教育	1	39
(オ)衛生教育	a フォークリフト運転業務（安衛令第20条第11号）従事者安全衛生教育（1t以上）	1	57
	b 機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育	2	62
	c チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者安全衛生教育	25	1,960
(カ)通達教育	a 造林作業の指揮者等安全衛生教育	14	358
	b 刈払機取扱作業者安全衛生教育	46	15,471
	c リスクアセスメント実務研修	4	121
	d 林業架線作業主任者免許取得講習	1	8
	e 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育	7	216
(キ)その他		3	76

イ 地方公共団体等からの補助事業・受託事業等の実績

支部において、地方公共団体等からの補助事業、受託事業などによる安全衛生教育等を実施した。

区分	実施支部数	受講者数(人)
a 安全衛生指導員養成研修の実施	4	78
b 安全巡回指導の実施（指導班による巡回指導を含む）	20	1,634箇所
c 林業就業支援事業関係	13	1,491
d 緑の雇用関係	9	1,753
e 振動障害予防等の対策の実施	20	5,969
f 蜂刺傷災害対策支援事業	19	4,908
g 林業架線作業主任者受験準備講習	6	82

h 労働災害防止大会	1	130
i その他	44	5,568

ウ 適正な労働安全衛生教育講習のための内部監査及び臨時監査等による指導の実施

支部が実施している技能講習について業務内容を把握するとともに、登録教習機関として労働安全衛生法等関係法令に基づいた適切な実施に関する監事監査を愛媛県支部及び北海道支部に対して実施し、内部監査を兵庫県支部、群馬県支部に対して実施した。

また、1支部において、講習に関して不適正な処理が認められたとして、労働局から技能講習業務の6ヶ月間の停止処分を受け、是正報告の提出を求められたことから、臨時監査及び業務指導を実施した。

監 査 の 種 類	実施支部数
登録教習機関業務に関する監事監査	2支部
登録教習機関業務に関する内部監査	2支部
登録教習機関業務に関する臨時監査	1支部

(2) 図書・安全衛生用具等の普及

ア 図書教材等の作成、頒布

「図書・DVD・安全衛生用品カタログ」の平成29年度版を作成・配布するとともに、協会ホームページに掲載するなど積極的なPRを行った。また、一般への図書・用品の販売を行い、会員をはじめ一般にも広く紹介し販売を促進することで、労働安全衛生意識の向上を図るとともに自主財源の確保に努めた。

平成29年度新たに作成または改訂したもの

種 類	数 量
① 教材、DVD関係（作成）	
改訂初版 チェーンソー作業の安全ナビ	22,000部
改訂初版 安全な刈払機作業のポイント	37,000部
改訂初版 ーはじめて林業に携わる者のための一安全な作業の基本	2,000部
改訂初版 林業・木材製造業労働災害防止規程解説－木材製造業関係－	2,000部
② その他	
労働安全ポスター	8,500枚
労働衛生ポスター	7,000枚

平成 29 年度以前作成のもので、改訂または増刷したもの

種類	数量
① 教材等	
車両系木材伐出機械安全マニュアル	4,000 部
集材機運転者安全必携	2,200 部
上級チェーンソー作業者の安全ガイド	2,000 部
ソー・チェーンの正しい目立て	1,500 部
かかり木処理作業の安全	1,400 部
手工具による安全な造林作業	1,200 部
被害木の安全な処理作業	1,500 部
ーはじめて林業に携わる者のための一安全な作業の基本	1,500 部
木材加工用機械作業の安全	2,900 部
林業架線作業主任者テキスト	700 部
林業架線作業主任者免許試験標準問題集（新訂版）	500 部
造林作業安全衛生実務必携	1,000 部
指差し呼称カード	500 組
安全作業の基本シリーズ①安全な伐木造材作業	1,500 部
安全作業の基本シリーズ②安全なかかり木処理作業	1,500 部
② D V D	
かかり木処理作業の安全	200 枚
リスクアセスメントによる被害木の安全な処理	200 枚
林業架線作業の安全	200 枚

その他

ヘルメット貼付用ゼロ災ステッカー	500 シート
講習会修了証用紙（電算処理用）	200 組
図書・D V D・安全衛生用品カタログ（2017 年→2018 年）	4,000 部

林材安全（29 年 4 月号～30 年 3 月号）	毎月 3,000 部
---------------------------	------------

イ 安全衛生用品、保護具等の普及促進

チェーンソー作業等における防護衣（具）の確実な着用を推進するため、当協会がメーカーと共同開発した製品及びメーカー独自開発製品について、労働災害を防止するうえで不可欠なもの

として、全国林材業労働災害防止大会での伐木現場の労働災害VR体験デモンストレーションやメーカー各社の製品展示とともに、協会ホームページへの掲載など、積極的なPR・販売に努め、労働安全衛生意識の向上を図った。

(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行

月刊情報誌「林材安全」は、林材業界唯一の労働安全衛生専門誌としての公益性、社会性に則して労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、調査研究成果、行政の動きを分かりやすく、迅速かつ確実に伝えるよう内容の充実を図った。特に、平成29年10月26日適用となった、林業・木材製造業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）の変更に伴う新たな条項に関する逐条解説を掲載し、労働災害防止対策の速やかな浸透を図った。また、全国林材業労働災害防止大会で配布するなど広報活動を推進するとともに、自主財源確保の手段として購読者の拡大、有料広告の確保掲載に努めた。

月刊情報誌「林材安全」年間発行部数	延べ36,500部
-------------------	-----------

(4) 労働安全・労働衛生標語の募集

林材業労働安全標語及び林材業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全ポスター及び労働衛生ポスターを作成、販売した。

- ア 平成29年度林材業労働安全標語 「予知の目で 早めに摘み取る 危険の芽」
- イ 平成29年度林材業労働衛生標語 「健診で 自分がわかる 変えられる」
- ウ 平成29年度労働安全ポスター 8,500枚
- エ 平成29年度労働衛生ポスター 7,000枚

(5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催

当協会が発行する安全衛生教育用図書等の作成または改訂にあたり、専門的知見を有する有識者等で構成された委員会により、図書の編さん内容等の検討を行った。

[検討対象図書]

- ア 新規就労者向けテキスト「-はじめて林業に携わる者のための-安全な作業の基本」
- イ 能力向上用教育テキスト「安全な車両系木材伐出機械の運転操作（仮称）」
- ウ 林業・木材製造業労働災害防止規程の解説－木材製造業関係－
- エ その他の安全衛生教育のためのテキストに関する検討
(特にかかり木処理作業関係テキストの改編検討)

安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催	年3回
---------------------	-----

(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に規定する安全衛生教育について、事業者に代わって、当協会の各都道府県支部において実施している

ところであり、当協会が、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、講師に求められる一定水準以上の教育知識等を補完することを目的として、講師養成研修を開催した。

実施日	平成29年7月6日～7日（2日間）
内 容	労働安全衛生関係法令の全般、振動障害の予防と対策の講義のポイント、チエーンソー及び刈払機の取扱い、車両系木材伐出機械の運転業務に係る特別教育での講義のポイント、林業架線作業に係る講義のポイント、安全衛生教育講習会における効果的な講義のポイント等について研修
受講者数	50名

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）

（1）「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施

ア 林材業労働災害防止計画の最終年度に向けた取組

災防計画の最終年度取組として位置づけるとともに、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組の実施要領」を策定し、災防計画の目標値である死亡労働災害36人（林業31人、木材製造業5人）、死傷災害は平成24年度と比較して15%減少させる目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開した。

イ 災防計画最終年度の上半期の取組

災防計画期間中（平成25年～平成28年）に発生した林業・木材製造業の死亡労働災害の分析結果を踏まえた再発防止に向けた取組として、「第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組－林材業死亡災害の分析結果と再発防止対策－」を冊子に取りまとめ全会員へ11,650部配付した。

また、前述の死亡労働災害の分析結果を踏まえ、林業及び木材製造業の労働災害が多く発生している作業を中心に、基本動作を確実に身につけ再発防止を図るため、「林業と木材製造業の今日の作業ポイント」カードを小冊子に取りまとめ、林業会員用19,550部、木材製造業会員用9,550部作成し、集団指導用資料とした。

また、班長、職長等のリーダーが「今日の作業ポイントカード」が毎日の作業に反映されているかをチェックするため、「自主点検表－チェックリスト－」を、林業会員用29,500部、木材製造業会員用14,530部作成し、労働災害の再発防止対策を徹底する集団指導用資料とした。

ウ 「林材業STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施

林材業における熱中症については、災防計画の重点対策の一つとして掲げ、取り組んできたところであるが、熱中症による死亡災害ゼロを目指し、災防計画の最終年の熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、「林材業STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」を策定し、月刊情報誌「林材安全」への掲載並びに都道府県支部を介して、会員事業主に熱中症防止対策の徹底を図ることを目的とし、リーフレットを作成し、本キャンペーンを展開した。

実施事項	実施支部数
リーフレットの配付、掲示	47支部
巡回指導、講習会等で指導	38支部

(2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導

平成29年度は、「林業・木材製造業労働災害防止規程変更検討委員会」において、平成28年度に最終案としてとりまとめた災防規程の変更案について、有識者から意見を聴取し、通常総代会の承認を得た後、厚生労働大臣へ認可申請を行い、平成29年7月28日付けで認可され、平成29年10月26日から適用された。

ア 災防規程の見直し

- (ア) 平成27年の変更以降、労働安全衛生関係法令、通達等の改正がなされ、化学物質管理のあり方の見直し、ストレスチェック制度の創設、受動喫煙防止対策の推進が規定されたこと。
- (イ) チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの策定が作成されたこと。
- (ウ) 会員適用事業の範囲の見直しを行ったこと。
- (エ) 木材製造業における業務の内容、作業の方法等が変化してきたこと。業種の多様化と機械設備等の技術革新が進展したこと。過去10年間の死亡災害の発生状況において、フォークリフト等の車両系荷役運搬作業、コンベヤーによる移送・転送作業、非定常作業での死亡災害が増加してきたこと。
- (オ) 木材製造業における死傷年千人率は、他の製造業と比べ突出して高く、度数率、強度率も増加傾向にあること。

以上の動きを踏まえて、実態にあった災防規程に変更した。

イ 災防規程の周知と遵守指導

- (ア) 厚生労働大臣に認可された災防規程を支部及び会員事業場へ周知を図るため、「災防規程」(15,000部)と同規程の変更部分をまとめた「リーフレット」(17,000部)を作成し、会員事業場へ送付した。
- (イ) 安全管理士及び支部が連携して、集団指導会、現場安全パトロール、集団指導及び個別指導などを通じて、災防規程の遵守が徹底されるよう指導した。

(3) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組

ア 7月を「林材業労働災害防止月間」に設定して、労働災害防止活動を重点的に実施し、その定着を図った。また、この月間中の厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」(7月1日～7日)についても協賛者として取り組んだ。

なお、「林材業労働災害防止月間」の主な取組みは、次のとおりである。

実施事項	実施支部数	対象数
安全パトロール	26支部	266事業場
労働安全ポスターの配付、掲示	47支部	—

イ 全国労働衛生週間

厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国労働衛生週間」（10月1日～7日）の協賛者として、労働衛生意識の高揚を図るため、計画的に取り組んだ。

なお、主な取組は、次のとおりである。

実施事項	実施支部数	対象数
安全衛生パトロール	18支部	70事業場
安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	22支部	—
労働衛生ポスターの配付、掲示	47支部	—

ウ 死亡災害撲滅に向けた緊急要請

平成29年の1月～8月の死亡労働災害が夏場に急増し、全産業における死亡労働災害が28年同期比9.6%（49人）増加したことを受け、平成29年9月22日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長から当協会会长に対して死亡災害撲滅に向けた緊急要請があった。

林業における平成29年1月～8月の労働災害死者数は、対28年比で35.0%（7人）増加して27人となっており、林業は年末にかけて伐採作業が本格化する中で、災防計画の目標値（林業31人、木材製造業5人）の達成は厳しく、極めて憂慮すべき事態となっていたことから、厚生労働省の緊急要請を踏まえた「（緊急要請）職場における死亡災害撲滅に向けた取組実施要領」（10月1日～1月15日）を策定し、会員事業場に死亡労働災害の撲滅に向けた取組を実施するよう本部から文書により周知するとともに、取組事項が徹底されるよう指導した。

なお、主な取組は、次のとおりである。

実施事項	実施支部数	実績
緊急要請に伴う要請の通知（会員）	47支部	全ての会員事業場
集団指導会及び講習会等で指導	32支部	113回
安全パトロール	36支部	674事業場

エ 林材業年末年始無災害運動

平成29年度は、年末年始無災害運動の取組を12月15日～1月15日までとし、支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、年末年始の労働災害の撲滅に向けた取組みを行った。

なお、主な取組は、次のとおりである。

実施事項	実施支部数	実績
安全パトロール	38支部	237事業場
集団指導会及び会議等で指導	27支部	55回

オ 災防計画最終年度下半期の取組

災防計画最終年度下半期の取組は、労働衛生週間、死亡災害撲滅に向けた緊急要請、林材業年末始無災害運動を通じて、下半期の労働災害防止の取組を展開した。

また、上半期における林業死亡労働災害の発生状況を分析し、林業における死亡労働災害ゼロを目指して、「死亡労働災害の発生状況の特徴と対策」のリーフレットを作成し、本部から会員事業場へ送付するとともに、併せて林材安全に掲載して類似災害防止に向けた取組を実施するよう指導した。

実 施 事 項	実施支部数	実 績
安全パトロール	35支部	526事業場
集団指導会及び会議等で指導	40支部	121回

注) 全国労働衛生週間、死亡災害撲滅に向けた緊急要請、林材業年末始無災害運動と一部重複する。

(4) 労働災害情報の収集分析と提供

労働災害の発生状況を毎月速報するとともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その結果を取りまとめ、広く情報提供を行った。

提 供 情 報	提供頻度	提 供 媒 体	提供先
死亡労働災害事例速報	随時	ファックス、Eメール	支部（会員）
労働災害発生状況速報（協会版・厚生労働省版）	毎月	ファックス、Eメール	支部（会員）
労働災害発生状況速報	毎月	ホームページ	一般
労働災害事例	各月号	月刊情報誌「林材安全」	購読者

(5) ホームページの運営

ホームページの内容充実と、労働災害事例、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業案内の提供に努めた。

平成 29 年度のアクセス総件数	77,803 件 (213 件/日)
------------------	--------------------

(6) 全国林材業労働災害防止大会等の開催

第 54 回全国林材業労働災害防止大会を平成 29 年 10 月 12 日(木)、滋賀県大津市において開催し、功労者等の表彰、事業場の体験事例発表等を通じて安全衛生意識の高揚を図った。

全国林材業労働災害防止大会	滋賀県大津市	711人
---------------	--------	------

(7) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

ア 全国林材業労働災害防止大会会長表彰

全国大会において、安全衛生に優秀な成績をあげた団体及び会員事業場並びに労働災害防止のため特に功労、功績のあった個人の表彰を行った。

区分	平成29年度表彰者数	
団体賞	2団体	
事業場賞	優良賞	3事業場
	進歩賞	0事業場
個人賞	功労賞	19人
	功績賞	9人
会長感謝状	6人	
計	39	

イ 緑十字賞の推薦

中央労働災害防止協会が実施する、長年にわたり我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対する表彰する制度について、平成29年度は次の2名を推薦し表彰された。

- 篠原 次雄（林材業労災防止協会群馬県支部 講師）
- 西山 一郎（林材業労災防止協会愛媛県支部 講師）

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）

(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組

「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」（平成23年11月）、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」（平成24年1月）及び「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会報告書」（平成26年12月）で取りまとめられた内容を踏まえ、業務運営の改善に向けて継続的に取り組んだ。

ア 改正会計規程の施行

「改正会計規程」（平成29年4月1日施行）及び「会費について」（平成28年6月1日理事会承認）に基づき、会費の管理及び本部・支部会計の統一化の実施を図った。

会費については、支部が徴収した会費の資金管理部門への納付（9月及び12月）と、支部運営に必要な資金を理事会承認により資金管理部門から支部に交付することにより、適正な管理に努めた。

本部・支部会計については、支部に対して会計、経理に係る指導を行い、支部から提出された月次報告を合わせた協会の合計残高試算表及び収入支出報告書を作成するとともに、これを基として協会の年次財務諸表とすることによって統一化を図った。

イ 監事監査結果に基づく措置

協会業務の適正かつ円滑な運営と会計経理の適正を期するため、監事監査結果に基づく改善措置を徹底した。

監事監査	本部会計業務監査 支部会計業務監査 登録教習機関業務監査	2回 4支部 2支部（再掲）
------	------------------------------------	----------------------

（2）理事会・総代会等の開催

執行決定のための理事会及び最高議決機関である総代会を開催した。

第63回理事会	平成29年 4月
第64回理事会	平成29年 5月
第56回通常総代会	平成29年 6月
第65回理事会	平成29年12月
第66回理事会	平成30年 2月

（3）支部長会議等の開催

本部・支部間の連携を深め、組織体制の強化、事業活動の円滑な推進を図るため、ブロック別支部長会議及び全国支部事務局長会議を開催して一体的な事業運営の強化に努めた。

また、全国林材業労働災害防止大会、総代会等の行事に関係行政機関の幹部を招へいし、林材業における産業安全の現状認識の共有を図り、協会の事業活動への理解、協力を求めた。

ブロック別支部長会議では、第13次労働災害防止計画を踏まえた「林材業労働災害防止計画（5カ年計画・2018年度～2022年度）（案）」及び「平成30年度事業計画（案）」を説明し、各支部の実施協力を求めた。

さらに、事業活動の的確、円滑な展開を図るための全国事務局長会議を開催して、平成29年度事業計画に基づく支部実施事項及び「第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた取組」について説明した。さらに、新任支部事務局長会議を開催して、新たに支部事務局長等に就いた者（13名）を対象に、当協会の設立目的、設立経緯、協会組織の位置付け、安全衛生活動等に対する理解を深めた。

ブロック別支部長会議	平成30年2月～3月	6ブロック（福島県、東京都、愛知県、奈良県、香川県、佐賀県）
全国支部事務局長会議	平成29年6月	東京都

新任支部事務局長会議	平成29年6月	東京都
------------	---------	-----

(4) 外部評価のための総合評価委員会の開催

外部有識者で構成された「林業・木材製造業労働災害防止協会総合評価委員会」を設置し、平成28年度に実施した協会事業について評価を受けた。

委員会の評価結果及び委員の意見等は、「平成29年度業績評価報告書」に取りまとめ、報告書を踏まえた事業運営の改善を進めた。

総合評価委員会の開催	年2回
------------	-----

(5) 情報セキュリティ対策の推進

協会が保有する個人情報、事業場等に関する重要情報の漏えい等のリスクに対応して、社会的信頼性と評価を得るために、情報セキュリティ対策の確実かつ適切な実施・運用を進めた。また、政府統一基準群及び厚生労働省セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティの運用強化と、適切な情報セキュリティ機器等の導入により継続的に情報セキュリティの改善を図るとともに、本部役職員、支部長及び支部職員に対して情報セキュリティ研修を実施した。

さらに、厚生労働省による所管法人等に対する情報セキュリティ監査、標的型メール攻撃教育訓練、情報セキュリティインシデント訓練、ホームページに対するペネトレーションテストを受けた。